

第1章 名 称

第1条 本施設は幼保連携型認定こども園つるた乳幼児園と称し、その施設を青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字相原 68 番地の 2 に置く。

第2章 目 的

第2条 本施設は社会福祉法人いずみ会（以下「法人」という。）の定款に基づき児童福祉法、子ども子育て支援法及び認定こども園法に基づいて全ての子どもに質の高い幼児教育及び、保育の総合的な提供を行うことを目的とする。

第3条 前条の他、子育て支援拠点事業「鶴田町子育て支援センター」の併設、運営をはじめとして、児童の福祉増進に寄与すると思われる事業を積極的に行うことを目的とする。

(1) 子育て支援拠点事業である「鶴田町子育て支援センター」を町からの委託を受けて併設し、児童の福祉増進に寄与すると思われる事業を積極的に行うことを目的とする。

(2) 幼児期の学校教育・保育地域の子育て支援（この場合は子育て拠点事業とは違う）を行うこととする。

地域の子育て支援（子育て支援事業）

・一時預かり事業

地域保護者の疾病その他の理由により家庭において養育をうけることが一時的に困難となった地域の子どもに対する保育を行う事業である。原則週 3 日までとする。

・地域子育て支援事業

就学前児童を持つ地域保護者の子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援する事業である。5月から10月まで週1回の園庭開放及び11月から3月までの保育室の開放また月1回程度の「絵本の読み聞かせ」提供を行う。

(3) 地域の協力や家庭との連携のもとに、児童の最善の利益を考慮し、その福祉の増進を図る。

(4) 地域福祉を推進するため、自治組織や関係団体への協力等に努める。

(5) 小学校との連携

小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図るとともに、園児の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換等連携を通じた質の向上を図る。

第4条 前条の目的達成のため、その教育・保育目標を別表（一）のようにまとめ、職員、保護者、園児及び地域に周知徹底せしめることとする。

第3章 職 員

第5条 本施設に次の職員を置く。

- (1) 園長、副園長
- (2) 主幹保育教諭、指導保育教諭
- (3) 保育教諭及び養護教諭または看護師、栄養士または調理員
- (4) 事務員、用務員

2. 前項の職員は都合によっては、兼任辞令を発令することがある。

第6条 前条にかかわらず本施設に嘱託職員及び臨時職員を必要に応じて置くことができる。

第7条 園長は教育・保育全般を統括し、職員の教育指導及び第2条の目的を果たすよう、すべての責任を負う。

第8条 主幹保育教諭・指導保育教諭は園長を補佐し、園長の指示により教育保育計画の編成、教育・保育の実施、給食の実施、家庭及び地域環境の調査、記録、地域の子育て支援等につき職員を指導し、園児の心身がより良き発達を遂げるよう、すべての責任を負う。

第9条 副園長、主幹保育教諭は、それぞれ園長の職務を代行するものとする。

第10条 その他の職員はその業務の分担にしたがい、園長及び主幹保育教諭をたすけて目的達成のため責任を負う。

第11条 職員の業務の分担については、園長が別に定める。

第12条 職員は職員会を組織し、業務について審議する。

第4章 定員・種類

第13条 本施設に入園できる乳幼児の定員は125名とする

第14条 本施設に入園できる乳幼児の条件は次の通りとする。

- (1) 公的責任者より認定された乳幼児、第2号認定58名、第3号52名他、第1号認定15名、計125名
- (2) その他の理由で園長が入園を許可した乳幼児

2. 前項以外、子育て上必要がある場合は乳幼児以外の児童の利用も許

可する。

第5章 日課・行事

第15条 本施設の開園時間、通常7時より18時迄とするが必要によっては、20時までとすることができ原則開園時間は13時間とする。ただし乳幼児の健康上及び保護者の事情により開園時間を伸縮することができる。また休日であっても開園することができる。

第16条 本施設の保育時間は次の通りとする。

(1) 第2号または第3号認定の場合（利用定員110名）

保育標準時間利用と認定された場合

7:00～18:00（18:00～20:00まで延長保育が利用できる）

保育短時間利用と認定された場合

8:30～16:30（7:00～8:30、16:30～20:00まで延長保育が利用できる）

(2) 第1号認定の場合（利用定員15名）

8:30～16:30（7:00～8:30、16:30～20:00まで延長保育が利用できる）

(3) 登園、降園の際は必ず保護者またはこれに代わるべき人が付き添いするものとする。

第17条 本施設の休日は次のように定める。ただし、保護者及び地域の事情により必要と認められた時は、臨時に休日としたり、休日であっても保育を行うことができる。

2. 第2号認定または第3号認定の場合

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日

(3) 年末年始（12月29日より1月3日）

3. 第1号認定の場合

前項に加え、毎週土曜日、園長が定める夏休み・冬休み・春休み等ただし、毎週土曜日及び園長が定める夏休み・冬休み・春休み等について、通園する意思を園に伝えた園児については通園を許可するものとする。

4. その他、園長が必要と認めた日

第 18 条 本施設の保育日課の別表（二）の通り定める。ただし、その保育の内容は次の通りとする。

(1) 健康状態の観察

顔ぼう、体温、皮膚の異常の有無、清潔状態の観察

(2) 個別検査

清潔、外傷、服装の異常の有無、虐待の有無、表情

(3) オープン教育・保育

幼保連携型認定こども園教育・保育要領におけるところの教育及び保育の基本及び目標とねらい及び内容
(健康・人間関係・環境・言葉・表現の 5 領域及び集団遊び)

第 19 条 本施設の行事の予定を別表（三）の通り定める。

第 6 章 入園・退園

第 20 条 本施設に入園させようとする乳幼児の保護者は公的責任者に入園申請書を提出し、認定をとらなければならない。

第 21 条 前条にかかわらず、必要に応じ園長が、直接その他の乳幼児から入園させることができる。

第 22 条 園児が伝染病に罹患した時またはその恐れのある場合及び本人の健康が集団生活に適さない場合、または教育・保育上支障のある場合は、その事由の消滅するまで登園を禁じなければならない。

第 23 条 園長は次の事由が生じた時は、園児を退園させる手続きをとらなければならない。

(1) 公的責任者より認定解除の通知があったとき

(2) 保護者から退園の申し出があったとき

(3) 園児の心身の健康上の事由により園長が教育・保育の責任を果たせないと認めたとき

第 24 条 保育料その他の費用徴収について

(1) 市町村で定めた保育料を期日までに事務室に納入する。

(2) 3ヶ月以上の滞納が続く場合退園となる場合もある。

第 7 章 保健衛生・危害予防

第 25 条 本施設は乳幼児の健康管理、災害予防上次のことを行う。

(1) 伝染病発生等により、保育上支障ありと認められるとき臨

時に休園する。

- (2) 保育教諭は乳幼児の生育暦、家族の健康状態の調査を行う
- (3) 乳幼児の身長、体重の測定（第1号、第2号認定児は隔月、第3号認定児は毎月）
- (4) 嘱託医による健診
(内科健診・・・年2回、歯科健診・・・年2回)
・嘱託医は乳幼児の心身の健康に関し健康相談を行うとともに健康診断を行い結果を園長に報告する。その対策について助言、指導する。
- (5) 職員の健康診断（年1回）
・職員の健康診断は医療機関で行い、園長はその結果を本人に伝える。
- (6) 嘱託薬剤師による保健、衛生管理
・嘱託薬剤師は本園の環境衛生の維持及び改善に関する指導及び助言等を行い園長に報告する。
- (7) 毎月一回施設内外の大掃除を行い、週一回は消毒を行う
- (8) ノロウィルス、インフルエンザ等の感染症の流行時に予防処置と保護者への喚起を行う。
- (9) 園児の排便、手洗等の基本的しつけを充分行いながら清潔習慣を養う。
- (10) 非常災害避難訓練、不審者対応訓練、交通安全訓練を定期的に行い、施設、遊具の安全確認しまたあわせて虐待予防にもつとめる。
- (11) 緊急時においては保護者連絡網を使い連絡すると共に近隣との連携のもと早速に協力して園児を安全に避難させる。
避難場所は町のハザードマップ等に従う。
- (12) 園児はすべて民間の災害保険会社に参加の手続きをとり、園児が疾病又は負傷した場合、及び死亡した場合、その原因が保育中であるときは、その給付を申請する。

第8章 事務の処理

第26条 本施設の会計は法人の施設会計として処理する。

第27条 本施設の事務は次の帳簿を備え処理することができる。

- (1) 施設会計処理にともなう、社会福祉法人経理様式に必要な帳簿一式

- (2) 園児台帳
- (3) 教育・保育計画とその記録簿
- (4) 業務日誌
- (5) 給食管理簿
- (6) その他必要と認めるもの

第 28 条 本施設の保育料は各市町村長の定めるところによる

第 29 条 本施設園長の公印を別表（四）のように定める。

第 9 章 その他

第 30 条 本施設はその目的達成のため、次の団体を組織することができる。
ただし園長の承認を必要とする。

- (1) 父母の会
- (2) 同窓会
- (3) 後援会
- (4) その他園長に於いて認めたるもの

附 則

1. この規定は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

別表（一） つるた乳幼児園の教育・保育目標

- | | |
|---------|--|
| 1. 基本目標 | 人格教育 |
| 2. 目 標 | 心身共に健康な子供
愛情の豊かな子供
動的、主体的に行動する子供
平和で、民主的な子供 |
| 3. 標 語 | あかるい、こころ
うつくしい、こころ
つよい、こころ
ただしい、こころ |